



宮 崎 県 公 報

令和2年11月9日(月曜日) 第 154 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示
○生活保護法に基づく施術者の指定…………… (福祉保健課) 1
公 告

頁

- 大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市町村の意見…………… (商工政策課) 1
- 宮崎県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更…………… (水産政策課) 1
- 開発行為に関する工事の完了…………… (建築住宅課) 5
- 入札公告 (P F I 事業) …………… 5

告 示

宮崎県告示第 905号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第55条第 1 項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第30号)第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

令和 2 年 11 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

氏名及び施術所の名称	所在地	指定年月日
花村 広大 (studio ohana 鍼灸整骨院)	都城市五十町2390-7	令和 2 年 9 月 30 日

公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第 8 条第 1 項の規定により、日南市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和 2 年 11 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) ドラッグストアモリ日南吾田店
日南市吾田東八丁目3695番 外
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第 5 条第 1 項の規定による届出
大規模小売店舗の新設
令和 2 年 6 月 29 日
- 3 意見の概要
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城

県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和 2 年 11 月 9 日から令和 2 年 12 月 9 日まで

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成 8 年法律第77号。以下「法」という。)第 4 条第 7 項の規定により、宮崎県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のように変更した。

令和 2 年 11 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

- (1) 本県の水産業は、生産量が全国第13位、生産額で全国第14位(平成30年)の漁獲実績を示している。県内においては、地域的に水産業を中核とした関連産業が発達した地域があり、重要な産業となっている。
- (2) また、本県にとって水産業は、宮崎県総合計画(未来みやざき創造プラン)の中でも重要な位置付けであり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。
- (3) 本県水域は、日向灘沖を黒潮が流れ、沿岸には豊後水道からの内海系水が南下しており、黒潮周辺海域では黒潮に乗って回遊する魚類の、沿岸域では浮魚類あるいは根付け資源等の好漁場が形成されている。
- (4) 我が国周辺水域における漁業資源の水準については、近年、全体としておおむね安定的に推移しているが、低位水準にとどまっている資源や、資源水準が悪化している資源もみられ、本県海域における海洋生物資源も低水準、減少傾向にあるものが多くみられる。
- (5) 今後ともこのような状況が継続すれば、県民及び国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域の経済の発展への重大な支障となるおそれがある。
- (6) このため、従来も種苗放流、漁業の管理等を通じた資源管理型漁業の推進等、種々の保存管理措置を講じてきたところであるが、更に海洋資源の適切な保存及び管理を図るため、法第 3 条第 1 項の基本計画により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量について、適切な管理措置を講じることとする。
なお、くろまぐろに関する本県の保存管理措置については、別に定める。
- (7) また、宮崎県における水産資源の利用及び管理に関する基本

方針に基づき、水産資源の利用及び管理を推進することとする。

- (8) その他、漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等の実効措置を講じるため、他県入漁船を含め、第 1 種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めるものとする。
- (9) さらに、海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度（法第13条第 2 項に規定する協定を締結することにより、海洋生物資源の保存及び管理を図ることをいう。以下同じ。）の活用等により、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。
- (10) なお、本県における漁獲可能量においては、他県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

2 第 1 種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第 1 種特定海洋生物資源ごとの管理の対象となる期間及び知事管理量は、下表のとおりとする。

第 1 種特定海洋生物資源の 期間別に定める 数量			令和元年 (平成31年)	令和 2 年
	まさば及びごまさば		34,000 トン	8,000 トン
	まいわし		65,000 トン	75,000 トン
	まあじ		若干	若干

(注 1) 「令和元年（平成31年）」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては令和元年 7 月から令和 2 年 6 月まで、それ以外の第 1 種特定海洋生物資源にあっては平成31年 1 月から令和元年12月までである。「令和 2 年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては令和 2 年 7 月から令和 3 年 6 月まで、それ以外の第 1 種特定海洋生物資源にあっては令和 2 年 1 月から令和 2 年12月までである。

(注 2) 農林水産大臣から留保枠の配分があり、知事管理数量が変更された場合には、上記に掲げる数量（留保枠を設定した場合は留保した数量を含む。）は、当該配分を反映した数量に変更する。

3 第 1 種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

第 1 種特定海洋生物資源ごとの知事管理量について、採捕の種類別及び期間別に定める数量は、下表のとおりとする。

なお、海域別の数量は、定めない。

また、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

採捕の種類 第 1 種特定海洋生物資源の 期間別に定める 数量	中型まき網漁業及び小型まき網漁業			
			令和元年 (平成31年)	令和 2 年
	まさば及びごまさば		33,092 トン	7,783 トン
	まいわし		64,578 トン	74,700 トン
まあじ		若干	若干	

(注 1) 「令和元年（平成31年）」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては令和元年 7 月から令和 2 年 6 月まで、それ以外の第 1 種特定海洋生物資源にあっては平成31年 1 月から令和元年12月までである。「令和 2 年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては令和 2 年 7 月から令和 3 年 6 月まで、それ以外の第 1 種特定海洋生物資源にあっては

令和 2 年 1 月から令和 2 年12月までである。

(注 2) 農林水産大臣から留保枠の配分があり、2 に定める知事管理数量が変更された場合には、これらの第 1 種特定海洋生物資源の種類ごとの変更後の知事管理量から留保枠を除いた数量に、それぞれ次の割合を乗じて得た数量（端数は切り上げる）に変更する。

まさば及びごまさば： 97.28%

まいわし： 99.60%

まあじ： 77.83%

4 第 1 種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【まいわし】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとし、海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則（平成 8 年宮崎県規則第53号。以下「規則」という。）の規定に基づき漁獲実績の報告を求め、漁獲実績が配分量以下となるよう指導することとする。

また、原則として現在のまき網漁業許可隻数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあっては、まいわしの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

【まさば及びごまさば】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとし、規則の規定に基づき漁獲実績の報告を求め、漁獲実績が配分量以下となるよう指導することとする。

また、原則として現在のまき網漁業許可隻数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあっては、まさば及びごまさばの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

【まあじ】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとし、規則の規定に基づき漁獲実績の報告を求め、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の実績程度となるよう努めることとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあっては、まあじの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- (1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の

充実・強化を更に進めることとする。

- (2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

6 指定海洋生物資源の保存及び管理に関する事項
本県においては該当なし

宮崎県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の別に定めるくろまぐろについて

1 くろまぐろの保存及び管理に関する方針

- (1) 本県においてくろまぐろは、主にひき縄漁業や釣り漁業、定置漁業などにより漁獲されている。その中において、同資源の保存及び管理を通じて安定的で持続的な利用を図るために、国の基本計画により決定された漁獲可能量のうち本県の知事管理量について、本県の漁業実態に応じた適切な管理措置を講じる。

- (2) また、本県の知事管理量を適切に管理するためには、くろまぐろの採捕の数量を的確に把握する必要があることから、採捕の数量の報告体制を整備し、適切な報告がなされるよう漁業者等の指導・確認を行うものとする。併せて、採捕の数量が積み上がり本県の知事管理量に近づいた場合は、この旨を直ちに公表するとともに、早期にその是正措置を講じるものとする。

- (3) さらに、管理を適切に行っていくためには、くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、国又は関係都道府県との連携の下、本県水産試験場の資源調査体制の充実強化を図る。

- (4) これらのほか、本県の知事管理量の遵守を図るため、漁業者協定の締結等を促進し、本県の管理措置と相まった漁業者による自主的な漁獲管理の取組を行うものとする。

2 くろまぐろの漁獲可能量について宮崎県の知事管理量に関する事項

第6管理期間（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）におけるくろまぐろの知事管理量は、次の表のとおりである。

区 分	知事管理量	留保する量
30キログラム未満のもの（以下「小型魚」という。）	19.8トン	うち 1.3トンを本県の留保とする
30キログラム以上のもの（以下「大型魚」という。）	36.3トン	うち 1.5トンを本県の留保とする

我が国全体の小型魚又は大型魚の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて、農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、上表の本県の知事管理量が消化されていない場合であっても、その時点における本県の採捕の数量と同等に、上表の本県の知事管理量に変更されることとなる。

また、次の(1)及び(2)により知事管理量に変更があった場合には、その内容を公表するものとし、当該公表がなされた場合は、上表の知事管理量は公表内容を反映した数量とする。

- (1) くろまぐろの配分量の融通に関する実施要領に係る変更があった場合

- (2) 国の留保する量から本県の知事管理量へ追加配分があった場合

3 くろまぐろの知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別又は期間別の数量に関する事項

- (1) 採捕の種類別の割当量について

2に掲げる知事管理量の小型魚及び大型魚における採捕の種類別に定める割当量は、次の表のとおりとする。

採捕の種類	小型魚	大型魚
本県の漁船漁業等の割当量	12.8トン	30.8トン
本県の定置漁業の割当量	5.7トン	4.0トン

(注) 漁船漁業等とは、定置漁業以外の漁業をいう。

- (2) 採捕の種類別の数量を期間別の数量に分けた割当量について

(1)に掲げる小型魚及び大型魚における採捕の種類別の割当量を期間別に分けて定める割当量は、次の表のとおりとする。

なお、各期間別の未消化数量については、全数量を次の期間へ充当し、各期間別の超過数量については、全数量を次の期間から差し引くことを基本とする。

採捕の期間	漁船漁業等	定置漁業
本県の採捕の種類別の割当量	12.8トン	5.7トン
(小型魚)	うち 4月～6月	3.1トン
	7月～9月	1.3トン
	10月～12月	2.0トン
	1月～3月	6.4トン
1月～3月	6.4トン	1.8トン

採捕の期間	漁船漁業等	定置漁業
本県の採捕の種類別の割当量	30.8トン	4.0トン
(大型魚)	うち 4月～9月	18.4トン
	10月～3月	12.4トン
10月～3月	12.4トン	2.0トン

融通の取組や国の留保する量からの追加配分等により、変更があった場合には、その内容を公表するものとし、当該公表がなされた場合は、上表の採捕の種類別及び採捕の期間別の割当量は公表内容を反映した数量とする。この場合において、採捕の種類別の割当量への配分については、当該数量は原則として、当初の割当量の比率で配分し、採捕の期間別の割当量への配分については、変更を行った日の属する期間別の割当量に全数量を配分する。

また、本県の採捕の数量が採捕の種類別又は期間別の割当量を超えるおそれが著しく大きいと認める場合は、小型魚と大型魚の別に定めた採捕の種類ごと又は期間ごとに法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止等の命令を发出する。

4 くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

- (1) 緊急報告体制について

- ① 各漁業協同組合は、急激な採捕の積み上げに備え、小型魚及び大型魚の別に次に掲げる報告基準に該当する場合は、土日祝祭日を問わず速やかに県に一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。

採捕の種類	報告基準
漁船漁業等	割当量の8割を消化するまで 1日1隻当たり 100キログラムを超える量の採捕 割当量の8割を超えて消化した場合 1日1隻当たり50キログラムを超える量の採捕
定置漁業	割当量の8割を消化するまで 1日1か統当たり 100キログラムを超える量の採捕 割当量の8割を超えて消化した場合 1日1か統当たり50キログラムを超える量の採捕

- ② ①の県への一報は、次に掲げる流れにより行うものとする

- 。
 - ア 漁業者の段階

漁業者は、①の数量の漁獲があった場合、当日中に当該漁業者が所属する漁業協同組合（以下「所属漁業協同組合」という。）に採捕の数量報告を行う。
 - イ 漁業協同組合の段階

所属漁業協同組合は、①の該当事案を認めた場合、県水産政策課へ電話連絡を行うとともに、管内の他の漁業者に対し同様の事例の有無を確認し、その有無についても県水産政策課へ電話連絡を行う。

また、県は、①の事案について、県内の全ての漁協に注意喚起のため、FAX連絡を行うこととする。
- ③ ①の緊急報告による急激な採捕があった場合に直ちに当該関係漁業者が取り組む緊急の管理措置は、次表のとおりとする。

また、県は、当該採捕の数量報告を受けた場合、次表の緊急の管理措置が実施されているか確認し、必要な指導を行うものとする。

漁業種類	緊急の管理措置
漁船漁業等	当該漁業協同組合は所属組合員に対し、大量漁獲があった旨の緊急連絡を行う。 本県の残存が判明するまでの間は、当面、生存個体の放流、くろまぐろを漁獲することを目的とした操業の自粛、漁業協同組合の荷受け自粛を行う。
定置漁業	当該漁業協同組合は所属組合員に対し、大量入網があった旨の緊急連絡を行う。 本県の残存が判明するまでの間は、当面、生存個体の放流、漁業協同組合の荷受け自粛を行う。

- (注) 急激な採捕が小型魚のみの場合は小型魚のみを対象として管理措置を実施し、大型魚のみの場合は大型魚のみを対象として管理措置を実施することとする。
- ④ 県は、小型魚及び大型魚の別に 1 日 1 トンを超える採捕の数量報告があった場合は、当該採捕の数量を国に報告する。
 - (2) 採捕の数量の公表等について

県は、法第 8 条第 2 項の規定に基づき、本県の採捕の数量が知事管理量を超えるおそれがあると認める場合として、2 又は 3 の数量（留保の数量を含む。）の 7 割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で、当該採捕の数量を公表するものとする。
 - (3) 早期是正措置について

県は、(2)の採捕の数量の公表後、速やかに法第 9 条第 2 項の規定に基づく助言、指導又は勧告を内容とする次に掲げる早期是正措置を管内の漁業者等に対し講じるものとする。

 - ① 漁船漁業等（小型魚及び大型魚）
 - ア 割当量の 7 割を超えるおそれがあると認めるとき
 - ・漁業者は、1 日 1 隻当たり 80 キログラムを超える量の採捕があった場合には、漁場移動を行う等により、くろまぐろの漁獲を回避する。
 - ・漁業者は、生存個体を放流する。
 - ・県は、これらの措置の実施を助言する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

- イ 割当量の 8 割を超えるおそれがあると認めるとき
 - ・漁業者は、1 日 1 隻当たり 40 キログラムを超える量の採捕があった場合には、漁場移動を行う等により、くろまぐろの漁獲を回避する。
 - ・漁業者は、生存個体を放流する。
 - ・県は、これらの措置の実施を指導する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。
- ウ 割当量の 9 割を超えるおそれがあると認めるとき
 - ・漁業者は、くろまぐろを漁獲することを目的とした操業を自粛する。
 - ・漁業者は、くろまぐろの採捕をやむを得ない混獲のみとする。
 - ・漁業者は、生存個体を全て放流する。
 - ・県は、これらの措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。
- ② 定置漁業（小型魚及び大型魚）
 - ア 割当量の 7 割を超えるおそれがあると認めるとき
 - ・漁業者は、1 日 1 隻当たり 80 キログラムを超える採捕のおそれがある場合には、生存個体を放流する。
 - ・県は、これらの措置の実施を助言する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。
 - イ 割当量の 8 割を超えるおそれがあると認めるとき
 - ・漁業者は、1 日 1 隻当たり 40 キログラムを超える採捕のおそれがある場合には、生存個体を放流する。
 - ・県は、これらの措置の実施を指導する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。
 - ウ 割当量の 9 割を超えるおそれがあると認めるとき
 - ・漁業者は、くろまぐろの入網がないことを確認し、網起こしを行う。
 - ・漁業者は、くろまぐろの入網がある場合には、生存個体を全て放流する。
 - ・県は、これらの措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。
- (4) 遊漁（遊漁者及び遊漁船業者）の管理について
 - ① 県は、管内の漁船漁業等を営む漁業者へ管理の取組を指導した場合は、管内の遊漁船業者に対しても同様の指導を行うものとする。この場合、県は、国に対し、当該指導内容を速やかに報告するものとする。
 - ② 特に、プレジャーボート等を利用した採捕の実態が必ずしも明らかでないことから、県は、国と協力しつつ、各釣り団体のホームページやテレビ等の媒体を通じ、くろまぐろの管理状況や漁業者の取組への理解と協力の呼びかけを行うものとする。
- 5 その他くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項
 - (1) 第 2 管理期間における小型魚の超過分の差し引き等について

第 2 管理期間の超過量については、差し引きがない場合の漁獲枠の 2 割（2.9 トン）を上限として 9 年間にわたって分割して差し引くこととしているが、前管理期間の未消化数量については、次管理期間以降の差し引き分に充当する。

表 1 第 2～第 6 管理期間の小型魚の超過、差し引き及び充当数量の表

第2管理 期間の超 過量合計	第3～第5管理 期間期首にお ける差し引き 数量	第6管理期間 期首の差し引 き数量	第6管理期間期 首における第2 管理期間超過 量残高
24.5トン	8.6トン	2.9トン	13.0トン

(2) 採捕の停止命令について

- ① 本県の採捕の数量が2の知事管理量の9割5分を超える時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。
- ② 本県の採捕の数量が3の採捕の種類別又は期間別の数量の9割5分を超える時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。
- ③ 遊漁者による採捕の数量は知事管理量に含まれるため、本県知事の採捕の停止命令(法第10条関係)が出された場合は、本県の水面での遊漁者も命令対象者であり、管内の漁船漁業等を営む漁業者に対し管理の取組を指導した場合は、同様の指導を行う。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

令和2年11月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び名称
東諸県郡国富町大字木脇字早萩 281番、281番1、282番、283番、284番1、284番4、284番5、284番10の一部、763番1、846番4	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階株式会社コスモス薬品

入札公告(PFI事業)

総合評価一般競争入札を次のとおり実施する。

令和2年11月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 事業名 県プール整備運営事業(以下「本事業」という。)
- (2) 事業場所 宮崎市錦本町
- (3) 事業期間 この競争入札に係る契約成立の日から令和22年3月31日まで
- (4) 事業概要 入札説明書による。
- (5) 予定価格 15,143,507,000円(消費税及び地方消費税の額を含まない。)
- (6) 入札の方法 本事業について総合評価一般競争入札を実施する。

なお、この競争入札は、宮崎県建設工事等電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)で行う。ただし、入札書を書面にて提出することを希望する者は、紙入札方式によることができる。

2 入札に参加する者等に必要な資格

- (1) 入札に参加する者が備えるべき資格

ア 入札に参加する者の構成等

(ア) 本事業の入札に参加する者は、50mプール、25mプール、トレーニング室、多目的スタジオ、クライミング施設、関連諸室、屋外駐車場及び外構(以下「本施設」という。)の設計業務に当たる者(以下「設計に当たる者」という。)、本施設の建設業務に当たる者(以下「建設に当たる者」という。)、本施設の工事監理業務に当たる者(以下「工事監理に当たる者」という。)、本施設の運営業務に当たる者(以下「運営に当たる者」という。)及び本施設の維持管理業務に当たる者(以下「維持管理に当たる者」という。)を含む複数の者(以下「入札参加グループ」という。)により構成すること。

(イ) 同一の者(その者の子会社又は親会社を含む。)が複数の業務に当たることを妨げないが、建設に当たる者と工事監理に当たる者を兼ねることはできない。

※ 「子会社」とは、会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいい、「親会社」とは、同条第4号に規定する親会社をいう。

(ウ) 入札参加グループを構成する者の一部で、本事業を実施することを目的として設立する特別目的会社(以下「SPC」という。)に出資を予定し、かつ、SPCから直接業務を受託し又は請け負うことを予定している者を「構成員」とする。入札参加グループを構成する者の一部で、SPCに出資せず、かつ、SPCから直接業務を受託し又は請け負うことを予定している者を「協力企業」とする。入札参加表明書及び資格審査に必要な書類(以下「入札参加表明書等」という。)の提出時に構成員又は協力企業のいずれの立場であるか及び担当業務(本施設の設計業務、建設業務、工事監理業務、運営業務及び維持管理業務等)を明らかにすること。

(エ) 入札参加グループは、入札参加表明書等の提出時に構成員の中から代表企業を定め、必ず代表企業が入札参加手続を行うこと。

イ 入札参加グループの参加資格要件(共通)

入札参加グループの構成員及び協力企業は、次の要件を全て満たすこと。

(ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定により宮崎県が実施する一般競争入札への参加を制限されていない者であること。

(イ) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条に規定する更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第25号)第21条に規定する再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該手続開始決定後、一般競争入札参加資格に係る随時の審査による認定を受けている者であること。

(ウ) 破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(エ) 有資格業者の入札参加資格停止に関する要領(平成16年4月22日県土整備部管理課定め)及び物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱(昭和46年宮崎県告示第93号)に基づく指名競争入札への参加を制限されている者でないこと。

(オ) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると

<p>認められる者でないこと。</p> <p>(カ) 民事執行法（昭和54年法律第4号）の規定に基づく差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分の実行を受け支払が不可能になった者又は第三者の債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。</p> <p>(キ) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びその構成員の統制下にある者でないこと。</p> <p>(ク) 県プール整備運営事業に係る実施方針等策定支援業務及びアドバイザー業務（以下「アドバイザー業務等」という。）を受託したみずほ総合研究所株式会社並びに同社がアドバイザー業務等の一部を委託している株式会社俊設計、西村あさひ法律事務所及び一般財団法人日本不動産研究所並びにこれらの企業と資本関係又は人的関係がある者が参加していないこと。</p> <p>※ 資本関係がある者とは、当該企業の100分の50を超える株式を有する者又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者及び当該企業が100分の50を超える株式を有する者又は出資総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、人的関係がある者とは、代表権を有する役員が当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。以下同じ。</p> <p>(ケ) 他の入札参加グループの構成員若しくは協力企業としてこの競争入札に参加していないこと又は民間収益事業予定者（民間収益事業を実施することを目的として、県と事業用定期借地権設定契約を締結することを予定している者をいう。以下同じ。）として他の入札参加グループから提案されている者でないこと。</p> <p>(コ) 県プール整備運営事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員が属する企業又はその企業と資本関係又は人的関係がある者でないこと。</p> <p>(ク) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第9条各号のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ウ 本施設整備に係る参加資格要件 本施設的设计業務、建設業務及び工事監理業務の各業務に当たる者は、上記イの要件の他にそれぞれ次の(ア)、(イ)及び(ウ)の要件についても満たすこと。</p> <p>(ア) 設計に当たる者</p> <div data-bbox="188 1608 742 2103" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(a) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を行っていること。</p> <p>(b) 県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成20年宮崎県告示第369号）第7条第1項の規定による建築設計業務に係る入札参加資格の認定を受けている者であること。</p> <p>(c) 平成17年度以降に完了したもので、次に掲げるいずれかの実績（共同企業体の構成員としての実績を含む。）を有していること。ただし、設計に当たる者が複数の場合は、そのうちの1者がこの実績を有していればよいものとする。</p> <p>① 25m以上の屋内公認プール施設（公益財団法人日本水泳連盟が定めるプール公認規則に基づき同法人</p> </div>	<p>から公認を受けたものをいう。以下同じ。）の新改築工事に係る実施設計</p> <p>② 体育館等の大空間を有する屋内スポーツ施設の用に供する部分の延床面積が5,000㎡以上の建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1項第1号に定める建築物をいう。以下同じ。）の新築又は増改築工事（増改築部分の床面積が5,000㎡以上のものに限る。）に係る実施設計</p> <p>(イ) 建設に当たる者</p> <div data-bbox="874 504 1428 645" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>a 共通事項</p> <p>(a) 県が発注する建設工事の施工実績がある者にあつては、当該年度又は前年度の全ての工事実績が60点以上であること。</p> </div> <div data-bbox="874 683 1428 2004" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>b 建築工事に当たる者</p> <p>(a) 県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱第7条第1項の規定による建築一式工事に係る入札参加資格の認定を受けている者であること。</p> <p>(b) 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による建築一式工事業に係る特定建設業の許可を有すること。</p> <p>(c) 建築一式工事における年間平均完成工事高（県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱第7条第4項の規定による名簿登載時点の数値をいう。以下同じ。）が1億円以上であること。</p> <p>(d) 建築一式工事における総合評定値（建設業法第27条の29の規定による総合評定値通知書における総合評定値をいう。以下同じ。）が1,200点以上であること。</p> <p>(e) (d)について、建築一式工事に当たる者が複数の場合の総合評定値は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2者の場合：1者目は1,200点以上とし、2者目は950点以上であること。 ・ 3者以上の場合：1者目は1,200点以上、2者目は950点以上とし、3者目以降は850点以上であること。 <p>(f) 次の事項を全て満たす工事を元請として施工した実績（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）があること。ただし、建築工事に当たる者が複数の場合は、そのうちの1者がこの実績を有すればよいものとする。</p> <p>① 平成17年度以降に完成した工事（発注者の区分は問わない。）であること。</p> <p>② 次に掲げるいずれかの工事であること。</p> <p>ア 25m以上の屋内公認プール施設の新改築工事</p> <p>イ 体育館等の大空間を有する屋内スポーツ施設の用に供する部分の延床面積が5,000㎡以上の建築物の新築又は増改築工事（増改築部分の床面積が5,000㎡以上のものに限る。）</p> </div> <div data-bbox="874 2033 1428 2103" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>c 電気設備工事に当たる者</p> <p>(a) 県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者</p> </div>
---	--

の資格等に関する要綱第7条第1項の規定による電気工事に係る入札参加資格の認定を受けている者であること。ただし、2(1)ウ(イ)bの要件のうち(e)を除く要件を全て満たすことをもって、同等の資格と認めるものとする。

- (b) 建設業法第15条の規定による電気工事に係る特定建設業の許可を有すること。
- (c) 電気工事における総合評定値が1,100点以上で、かつ、年間平均完成工事高が1億円以上であること。ただし、電気工事に当たる者が複数いる場合の総合評定値については、そのうちの1者が1,100点以上であれば、他の者は840点以上で、かつ、年間平均完成工事高が1億円以上であればよいものとする。
- (d) 次の事項を全て満たす工事を元請として施工した実績（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）があること。ただし、電気設備工事に当たる者が複数の場合は、そのうちの1者がこの実績を有すればよいものとする。
- ① 平成17年度以降に完成した工事（発注者の区分は問わない。）であること。
 - ② 建築物に係る電気設備工事（改修工事を除く。）であること。
 - ③ 工事に係る建築物の延床面積（増改築にあっては、増改築部分の床面積とする。）は、1棟の延床面積として、2,000㎡以上であること。

d 機械設備工事に当たる者

- (a) 県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱第7条第1項の規定による管工事に係る入札参加資格の認定を受けている者であること。ただし、2(1)ウ(イ)bの要件のうち(e)を除く要件を全て満たすことをもって、同等の資格と認めるものとする。
- (b) 建設業法第15条の規定による管工事業に係る特定建設業の許可を有すること。
- (c) 管工事における総合評定値が1,000点以上で、かつ、年間平均完成工事高が1億円以上であること。なお、管工事に当たる者が複数いる場合の総合評定値については、そのうちの1者が1,000点以上であれば、他の者は830点以上で、かつ、年間平均完成工事高が1億円以上であればよいものとする。
- (d) 次の事項を全て満たす工事を元請として施工した実績（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）があること。ただし、機械設備工事に当たる者が複数の場合は、そのうちの1者がこの実績を有すればよいものとする。
- ① 平成17年度以降に完成した工事（発注者の区分は問わない。）であること。
 - ② 建築物に係る機械設備工事（改修工事を除く。）であること。
 - ③ 工事に係る建築物の延床面積（増改築にあっては、増改築部分の床面積とする。）は、1棟の延床面積として2,000㎡以上であること。

ウ) 工事監理に当たる者

- (a) 建築士法第23条第1項の規定による一級建築士事務所登録を行っていること。
- (b) 県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱第7条第1項の規定による建築設計業務に係る入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (c) 平成17年度以降に完成引渡し完了したもので、次に掲げるいずれかの実績（共同企業体の構成員としての実績を含む。）を有していること。ただし、工事監理に当たる者が複数の場合は、そのうちの1者がこの実績を有していればよいものとする。
- ① 25m以上の屋内公認プール施設の新改築工事に係る工事監理
 - ② 体育館等の大空間を有する屋内スポーツ施設の用に供する部分の延床面積が5,000㎡以上の建築物の新築又は増改築工事（増改築部分の床面積が5,000㎡以上のものに限る。）に係る工事監理

エ 運営に当たる者の参加資格要件

- (a) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱の規定に基づく入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (b) 平成17年度以降に、屋内プール施設に係る1年以上の運営実績を有すること。ただし、運営に当たる者が複数の場合は、そのうちの1者が当該運営実績を有すればよいものとする。

オ 維持管理に当たる者の参加資格要件

- (a) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱の規定に基づく入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (b) 平成17年度以降に、屋内プール施設に係る1年以上の維持管理の実績を有すること。ただし、維持管理に当たる者が複数の場合は、そのうちの1者が当該維持管理実績を有すればよいものとする。

カ ウからオまでの業務以外の業務に当たる者の参加資格要件

- (a) 県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱第7条第1項の規定による入札参加資格又は物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱の規定に基づく入札参加資格の認定を受けている者であること。

(2) 民間収益事業予定者が備えるべき資格

入札参加グループが提案する民間収益事業予定者にあつては、2(1)イ(ア)から(ウ)までの要件を全て満たす者を提案すること。

3 入札に参加する者に必要な資格を得るための申請方法

県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱第7条第1項の規定による入札参加資格又は物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱の規定に基づく入札参加資格を有さない者で、本入札への参加を希望する者は、次のとおり入札参加資格申請を行わなければならない。

- (1) 県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱第7条第1項の規定による入札参加資格に係る申請
- ア 受付期間 令和2年11月9日から令和2年11月20日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）

<p>イ 申請先及び申請に関する問合せ先 宮崎県県土整備部管理課 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7179</p> <p>ウ 資格の有効期間及び更新手続 有効期間は、認定の日から令和 4 年 3 月 31 日までとする。 なお、有効期間の更新を希望する者は、別に定める手続において新たに申請を行うこと。</p> <p>(2) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱の規定に基づく入札参加資格に係る申請 ア 受付期間 令和 2 年 11 月 9 日から令和 2 年 11 月 13 日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合、4 (4) に定める入札参加表明書等の提出期間に間に合わないことがある。</p> <p>イ 申請先及び申請に関する問合せ先 宮崎県会計管理局物品管理調達課 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7208</p> <p>ウ 資格の有効期間及び更新手続 有効期間は、認定の日から令和 5 年 9 月 30 日までとする。 なお、有効期間の更新を希望する者は、別に定める手続において新たに申請を行うこと。</p> <p>4 入札の手続等</p> <p>(1) 入札等担当部局 宮崎県総合政策部国民スポーツ大会準備課（以下「国民スポーツ大会準備課」という。） 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 0084 電子メール k okuspo-jyunbi@pref.miyazaki.lg.jp</p> <p>(2) 契約条項を示す場所及び期間 ア 場所 宮崎県公共事業情報サービス及び宮崎県ホームページ並びに国民スポーツ大会準備課施設整備担当 イ 期間 令和 2 年 11 月 9 日から令和 3 年 4 月 9 日まで（宮崎県公共事業情報サービス及び宮崎県ホームページの運用時間に限る。ただし、国民スポーツ大会準備課施設整備担当においては、土曜日、日曜日及び祝日並びに 12 月 29 日、同月 30 日及び同月 31 日を除き、午前 9 時から午後 5 時までとする。）</p> <p>(3) 入札説明書等の交付方法及び交付期間 ア 交付方法 宮崎県公共事業情報サービス及び宮崎県ホームページによる提供並びに国民スポーツ大会準備課施設整備担当において交付 イ 交付期間 令和 2 年 11 月 9 日から令和 3 年 4 月 9 日まで（宮崎県公共事業情報サービス及び宮崎県ホームページの運用時間に限る。ただし、国民スポーツ大会準備課施設整備担当において交付する場合は、土曜日、日曜日及び祝日並びに 12 月 29 日、同月 30 日及び同月 31 日を除き、午前 9 時から午後 5 時までとする。）</p> <p>(4) 入札参加表明書等の提出場所、提出期間及び提出方法 入札参加を希望する者は、次のとおり入札参加表明書等を提出し、入札参加に必要な資格の有無について確認を受けること。 ア 提出場所 国民スポーツ大会準備課施設整備担当 イ 提出期間 令和 2 年 12 月 11 日から令和 2 年 12 月 14 日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで） ウ 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限り、イの期間内に必着すること。以下</p>	<p>同じ。）</p> <p>(5) 入札参加資格の確認結果の通知 入札参加グループの代表企業に、郵送により通知する。</p> <p>(6) 入札提出書類の提出場所、提出期間及び提出方法 (5)により入札参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加グループは、入札書及び提案書（以下「入札提出書類」という。）を提出すること。 ア 提出場所 電子入札システム上（書面による入札の場合は、国民スポーツ大会準備課施設整備担当） イ 提出期間 令和 3 年 4 月 7 日から令和 3 年 4 月 9 日午後 5 時まで ウ 提出方法 電子入札システムによる（書面による入札の場合は、持参又は送付による。）</p> <p>(7) 開札の場所及び日時 ア 場所 宮崎県庁 5 号館 1 階 511 号室 宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号 イ 日時 令和 3 年 4 月 12 日午前 10 時</p> <p>5 入札保証金 入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和 39 年宮崎県規則第 2 号）第 100 条の規定による。</p> <p>6 入札の無効に関する事項 宮崎県財務規則第 125 条各号のいずれかに該当する入札のほか、次のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (1) 虚偽の申請を行った者のした入札 (2) 県プール整備運営事業に係る総合評価落札方式実施要領（令和 2 年 1 月 30 日国民スポーツ大会準備課定め。以下「総合評価実施要領」という。）、「入札公告」等の規定に違反した者のした入札 (3) 本契約成立の日までに入札参加資格を満たさなくなった者のした入札 (4) 入札価格内訳書を提出しない者又は入札価格内訳書に不備がある者のした入札</p> <p>7 審査 入札提出書類をもって入札に参加し、予定価格の制限の範囲内をもって有効な入札を行った者の提案について、審査委員会は、次の(1)の基準に従い算出して得た定性評価値及び次の(2)の基準に従い算出して得た価格評価値の合計（以下「総合評価値」という。）が最大となる提案を行った者を、最優秀提案者として選定する。 (1) 定性評価値 予定価格の制限の範囲内をもって有効な入札を行った者の提案内容について次の(ア)から(イ)までの評価項目ごとの評価基準に従い点数を付与し、その合計値を定性評価値（最大 700 点）とする。付与する点数は、評価に応じ、評価項目ごとの配点に A 評価 1.00、B 評価 0.75、C 評価 0.50、D 評価 0.25 又は E 評価 0.00 を乗じて得た値とする。 ア 事業実施に関する事項 (ア) 事業の取組方針及び事業の業務体制 配点 40 点 (イ) 事業計画 配点 30 点 (ウ) 各種リスクへの対応 配点 20 点 (エ) 地域経済への配慮 配点 30 点 イ 施設整備に関する事項 (ア) 施設整備方針の適切性 配点 10 点 (ウ) 施設配置・外部計画の適切性 配点 30 点</p>
---	--

- (キ) 建築デザイン 配点30点
- (ク) 施設計画の有効性 配点 120点
- (ケ) 構造、防犯・防災性 配点20点
- (コ) 環境性、保全・経済性 配点30点
- (カ) 健康 配点10点
- (シ) 施工計画 配点10点

ウ 運営に関する事項

- (ス) 開業準備業務 配点10点
- (セ) 運営業務 配点70点

エ 維持管理に関する事項

- (ソ) 維持管理業務 配点40点

オ 民間収益事業に関する事項

- (タ) 事業内容に関する事項 配点 100点
- (チ) 事業実施に関する事項 配点 100点

(2) 価格評価値

次の式により算定して得られた値を価格評価値とする。価格評価値の計算に当たっては、小数点第3位以下を四捨五入する。

。 価格評価値＝価格評価値の配点（300点）×最も低い入札参加グループの入札価格（入札が無効な入札参加グループの入札価格を除く。）÷当該入札参加グループの入札価格

8 落札者の決定方法

審査委員会の審査結果をもとに、最優秀提案者を落札者として決定する。なお、最優秀提案者が2者以上いる場合にあっては、当該最優秀提案者による総合評価実施要領第18条第2項のくじ引きで落札者を決定する。

9 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 契約の締結に関する事項

(1) 基本協定の締結

県と落札者は、落札者決定後、基本協定を締結するものとする。この基本協定の締結により、落札者を事業予定者とする。

(2) S P C の設立

事業予定者は、仮契約締結までに会社法に定める株式会社として S P C を設立しなければならない。

(3) 契約

この競争入札に係る契約には県議会の議決を要するため、(2)により設立した S P C と県が仮契約を締結し、当該議決を経たときに本契約が成立するものとする。

11 その他

(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において、宮崎県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成26年6月23日会計管理局会計課定め）に定める宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書等による。

12 Summary

(1) Subject Matter of Contract:

Prefectural Swimming Pool Development Project

(2) Deadline for Bidding:

5:00 p.m. 9, April, 2021

(3) Point of Contact:

National Sporting Event Preparation Division, General Policy Planning Department, Miyazaki Prefectural Government, 2 - 10 - 1 Tachibanadori-higashi, Miyazaki-shi 880 -8501, Japan

Tel: 0985-26-0084

Fax: 0985-24-1723

Email: kokuspo-jyunbi@pref.miyazaki.lg.jp

--	--